

港湾災害復旧費(直轄災)

事業の概要

■ 予算科目

- (項) 河川等災害復旧事業費
- (目) 港湾災害復旧費 (昭和26年度～)

■ 事業内容

港湾施設(重要港湾が国際または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な大水深岸壁、第一線防波堤等)及び海岸保全施設を復旧する事業。

■ 事業主体

国

■ 国庫負担率

	通常	北海道	離島	奄美	沖縄
港湾施設 海岸保全施設	2/3	4/5	4/5	4/5	4/5
開発保全航路	10/10				

■ 施行期間

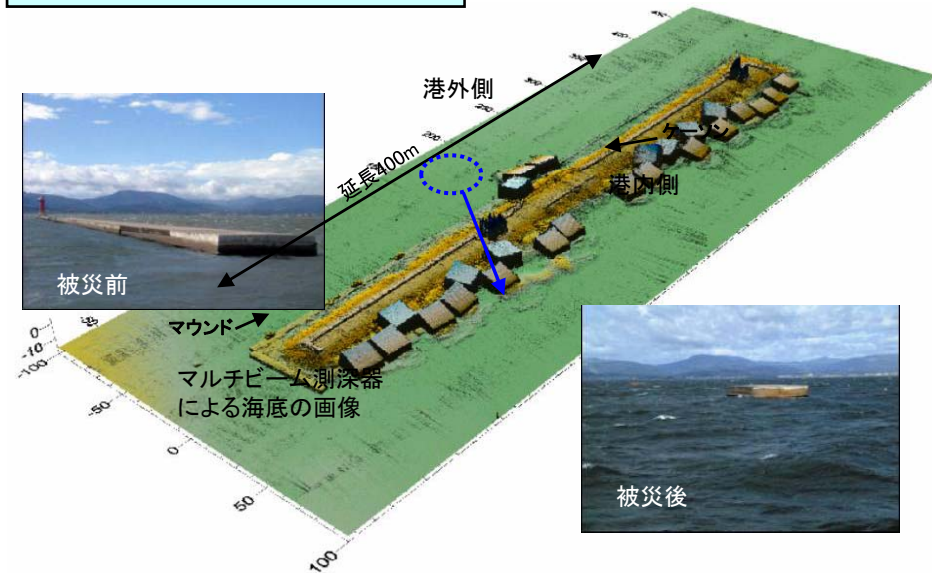
災害発生年を含めて**2ヶ年**以内

■ 採択基準及び採択限度額

- (1) 国管理または管理者管理のもので採択要件に適合した港湾及び海岸(港湾に係るもの)の災害復旧事業であること。
- (2) 暴風、こう水、高潮、地震等の異常な天然現象により生じた災害であること。
- (3) 1箇所当たりの工事費が**500万円**以上であること。
(財務省との申し合わせによる)

直轄災害事例

H16年災函館港 防波堤



H16台風18号(H16.9)により、函館港の沖合の防波堤が崩壊したため、設計波高の見直しを行い、改良復旧を行った。
〔設計波高1.2mを被災時の波高3.8mに見直し〕